

地方独立行政法人山口県立病院機構
第 4 期 中 期 計 画
(令和 5 年度～令和 8 年度)

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期計画

前文

地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、山口県保健医療計画や現在策定に向けて検討が進められている基本構想及び今後策定される基本計画等を踏まえ、地域全体で持続可能な医療提供体制を確保するため地域の医療機関等との機能分化・連携強化を進め、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、感染症医療や、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患等に対する高度専門医療など、県立病院として対応すべき医療を、経営基盤の強化を図りながら継続的に提供するとともに、県内の医療機関や医療従事者を支援することにより、本県の医療水準の向上を図ることが求められている。

こうした使命を踏まえ、次の基本方針の下、2023（令和5）年4月1日から 2027（令和9）年3月31日までの期間における中期目標を達成するための具体的計画（以下「中期計画」という。）を策定する。

- 県立病院として対応すべき医療の充実を図るとともに、地域の医療機関等との機能分化・連携強化や県内の医療水準を高める取組を推進する。
- 医業収益の確保や業務の効率化に努めるなど、経営基盤の強化を図る。
- 県立総合医療センターが、将来にわたって、本県の高度急性期・急性期の基幹病院としての役割を果たせるよう、全面的な建替えを基本とした機能強化に取り組む。

県立病院機構は、ここに定める中期計画の達成に向けて、役職員一丸となって業務を遂行していく。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 医療の提供

（1）県立病院として対応すべき医療の充実

ア 県立総合医療センター

- ・ 県民の健康と生命を守るため、県立病院として、救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害医療、感染症医療など、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療などに対し、積極的に取り組む。
- ・ 高度急性期・専門医療を担う県の基幹病院として、第1・2期計画期間に整備した集中治療室等の医療基盤や臓器・疾患別センター、第3期計画期間に整備したがん治療の最新の放射線治療機器を活用し、新たな治療への取組を積極的に進め、高度専門医療を充実させるとともに、地域の医療機関等との機能分化・連携強化を進め、県民により質の高い医療を継続的に提供する。第4期は、県民の高齢化に伴い、増加が予想されるがん患者に対し、最先端のロボット手術支援機器を導入し、低侵襲かつ安全ながん治療が提供できるよう積極的に取り組むとともに、センターの機能強化を図るため、今後策定される基本構想や基本計画等に基づいた全面的な建替えによる再整備に向けて取り組む。

〈病床数〉

		現在	2025 年度	計画最終年度 (2026 年度)
一 般 病 床	高度急性期	275	275	275
	急性期	215	215	215
	回復期	0	0	0
	慢性期	0	0	0
感染症病床		14	14	14
合 計		504	504	504

指標	3 年度実績	8 年度目標
新入院患者数	9,902 人	12,000 人
平均在院日数	14.3 日	14 日以内

(ア) 5 疾病等

a がん

- ・ 山口・防府保健医療圏の地域がん診療連携拠点病院として、様々な医療従事者が連携したチーム医療により、進行度や患者の病態に応じて専門的な医療を提供するとともに、患者や家族に対するきめ細やかな相談・支援活動等に取り組む。
- ・ がんゲノム医療連携病院として、患者の遺伝子検査及びその情報を基に治療法を検討するゲノム医療の提供体制を構築する。
- ・ がんの早期発見のため、最新医療機器を活用した全身のがん検診等に取り組む。
- ・ 緩和ケア病棟の立ち上げなど、がん治療から緩和ケアまでがん患者に寄り添った医療提供体制の整備に向けて取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
胸腔鏡・腹腔鏡下手術件数 (肺がん・胃がん・大腸がん)	106 件	120 件
放射線治療人数	234 人	230 人
薬物療法人数	1,442 人	1,500 人
遺伝性腫瘍カウンセリング件数	25 件	40 件

(a) 固形がん

- ・ 最先端のロボット手術支援機器等を導入した低侵襲かつより安全な手術、放射線療法及び薬物療法の組合せによる集学的治療をより効果的に実施するため、診療体制の充実に努め、部署横断的な取組を一層推進する。
- ・ 緩和ケアチームによる診断時からの緩和ケアの推進や、緩和ケアを行う病床の充実などにより、身体症状の緩和や精神心理的な問題への対応を強化する。

(b) 血液がん

- ・ 薬物療法を中心とし、手術・放射線・造血幹細胞移植を組み合わせた集学的治療を効果的に実施するため、診療体制の充実に努める。
- ・ 血液悪性疾患については、新規治療に積極的に取り組み、治療成績の向上に努める。

b 脳卒中

- ・ 脳卒中などの脳血管疾患に対する専門的な血管内治療を迅速に実施する。
- ・ 脳卒中センターにおいて、様々な医療従事者が連携したチーム医療により、総合的で質の高い医療の提供を推進する。
- ・ 県内のてんかん治療の中核となるてんかん支援拠点病院として、難治性てんかんに対する高度専門医療の提供を推進するとともに、関係機関と連携した支援体制を構築する。
- ・ HCU等の専用病床を設置し、幅広い脳疾患に対応する脳神経疾患センターの新設に向けて取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
脳血管内手術件数	70 件	80 件
脳波ビデオ同時記録検査件数	83 件	110 件

c 心筋梗塞等の心血管疾患

- ・ 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、大動脈瘤などに対し、循環器内科と心臓血管外科・外科が中心となって専門的な治療を迅速に実施する。また、県央部における急性心筋梗塞の医療連携体制の構築に取り組む。
- ・ 心臓病センターにおいて、近年、増加している心不全の急性増悪などに対し、総合的で質の高い医療の提供を推進する。
- ・ 専用CCUを整備するとともに、最新の医療技術を導入し、心臓病センターを心臓血管治療センターへ改組し、専門的な医療提供体制の強化に向けて取り組む。
- ・ 弁膜症・重症心不全に対し、マイトラクリップなどを導入した最先端かつ低侵襲な治療が行える実施体制の構築に向けて取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
経食道心エコー一件数	152 件	200 件
経皮的冠動脈ステント留置術件数	230 件	250 件
大動脈瘤ステントグラフト内挿術件数	48 件	60 件
心臓外科手術件数	27 件	50 件

d 糖尿病

- ・ 糖尿病に対し、合併症の防止等、患者が正しい知識により自己管理できる

よう、透析予防指導等の取り組みを強化し、重症化を予防する。

- ・ 重度の糖尿病患者や、壊疽や網膜症などの糖尿病による合併症を有する患者に対して、集約的治療が提供できる体制を強化するため、糖尿病センターの新設に向けて取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
糖尿病教育入院患者数	77 人	70 人

e 精神疾患

- ・ 県立こころの医療センターと連携して、急性期の身体合併症を有した患者への精神科医療を提供できるよう体制整備の構築に向けて取り組む。

f その他取り組むべき疾病等

(a) 呼吸器疾患

- ・ 慢性閉塞性肺疾患、間質性肺炎などの呼吸器疾患患者の受け入れを可能とするため、重症呼吸不全に対応可能なHCU等の専用病床を設置した呼吸器センターの新設に向けて取り組む。

(b) 人工関節治療

- ・ 人工関節センターにおいて、複数の人工関節ロボット手術支援機器を活用した機能強化を図り、高度で低侵襲な治療を実施するとともに、早期運動リハビリテーションの充実を図る。

指標	3 年度実績	8 年度目標
人工関節（股・膝）置換術件数	631 件	600 件

(c) リハビリテーション

- ・ 早期の在宅復帰・社会復帰及びADL・QOLの維持、向上を促進するため、早期急性期リハビリテーションを充実させるとともに、後方支援病院との連携を強化する。

指標	3 年度実績	8 年度目標
運動器リハビリテーション単位数	46,256 単位	48,000 単位
呼吸器リハビリテーション単位数	8,216 単位	9,000 単位
心大血管リハビリテーション単位数	13,009 単位	14,000 単位
脳血管等リハビリテーション単位数	37,576 単位	45,000 単位

(d) その他

- ・ 診療科横断的な遺伝診療の充実を図る。
- ・ 認知症疾患医療センターにおいて、地域の保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断と初期対応、専門医療相談及び診断後の相談支援等を行う。また、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、認知症の保健医療水準の向上を図る。

(イ) 6 事業等

a 救急医療

- 三次救急医療を担う救命救急センターとして、総合的かつ専門的な救急医療体制の充実に努め、他の一般病院では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重症・重篤な救急患者を 24 時間 365 日受け入れる。

b 災害医療

- 基幹災害拠点病院として、平常時より関係機関及び県内の地域災害拠点病院と連携を密にし、災害発生時には県災害対策本部とともに重篤な患者や高度・専門的な医療を要する患者への医療救護活動を実施する。
- 災害医療に精通した医療従事者の育成や災害派遣医療チーム（D M A T）の充実、医薬品等の備蓄などに取り組む。
- 業務継続計画（B C P）の実効性を高めるため、被災した状況を想定した研修・訓練を実施する。
- 大規模災害時に被災者を収容して、トリアージを可能とする施設の整備、災害発生時に入院患者や避難住民に対して支援できるように複数日間は単独稼働可能な体制の整備に向けて取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
D M A T の災害訓練への参加	0 回	1 回以上

c へき地医療

- へき地医療拠点病院として、県へき地医療支援機構の調整の下、無医地区への巡回診療や県内各地のへき地診療所への代診医の派遣を継続して実施する。
- 既存のインフラを活用しつつ、5 G 等の最先端技術を導入し、遠隔診療を推進する。
- へき地等の在宅医療の支援強化に向けて取り組む。
- へき地を含む地域医療を担う総合医の育成を積極的に支援する。
- へき地医療支援センターにおいて、自治医科大学卒業の義務年限明け医師の県内定着及びキャリア形成支援を進める。

指標	3 年度実績	8 年度目標
巡回診療の実施	97 回	原則週 2 回

d 周産期医療

- 周産期医療システムの中核施設となる総合周産期母子医療センターにおいて、他の医療機関から紹介されるリスクの高い妊婦や新生児などを受け入れ、高度で専門的な周産期医療を 24 時間 365 日提供する。
- 産前産後の母及び乳児に対し、支援の必要性が高まっている産後ケアを実

施する。

指標	3 年度実績	8 年度目標
産科分娩件数	533 件	500 件

e 小児医療

- ・ N I C Uを退院した乳幼児について、一人ひとりに相応しい療養・療育ができるよう地域の医療機関等と連携し、支援体制の充実を図る。
- ・ 地域の中核的な小児医療機関として、一般の医療機関では対応が困難な重篤な小児患者を受け入れ、専門的な小児医療を提供する。
また、小児外科救急疾患にも 24 時間 365 日対応できる体制を整備する。
- ・ 各診療科が連携した小児医療をシームレスに提供できる体制を構築するため、小児科・小児外科を中心とした小児難病に対応できる小児医療センターの新設に向けて取り組む。
- ・ 小児アレルギーにおける食物負荷試験実施体制を一層充実させるとともに、相談・指導体制を整備する。また、小児科リウマチ性疾患の中核病院として、患者を受け入れる。

f 感染症医療

- ・ 第一種及び第二種感染症指定医療機関として、平常時から医療体制や必要な備品等を整備するとともに、感染対策の専門的人材の育成を図り、新型インフルエンザやエボラ出血熱などの輸入感染症発生時には迅速かつ確実に対応する。
- ・ 新興感染症発生時には、受入病床を確保し、日常の診療機能を極力維持した上で、他病院では対応できない重症患者等を積極的に受け入れ、感染症医療における本県の中核的な役割を果たす。
- ・ 新興感染症等への対応を強化するため、新医療計画等を踏まえ、 I C U ・ H C U ・ 感染症専用病床の陰圧個室化及び即座にゾーニング可能な一般病棟の整備に向けて取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
感染症に関する訓練の実施	1 回	1 回

g その他取り組むべき事業等

- ・ 人工授精、体外受精などの高度生殖医療を積極的に推進するとともに、 A Y A 世代のがん患者に対して、妊娠性温存療法への取組を強化する。

指標	3 年度実績	8 年度目標
体外受精治療周期数	174 件	200 件

イ 県立こころの医療センター

- ・ 県民のこころの健康を支える基幹病院として、精神科における救急・急性期医療や専門医療、司法精神医療等の充実を図りつつ、患者と家族を誠実に支援し、地域社会や関係機関と連携して、公益性と倫理観を重視した質の高い医療の提供を推進する。
- ・ 新興感染症の感染拡大時においては、精神症状を有する感染症患者を受け入れるとともに、活用しやすい病床の整備、専門人材の育成、感染防護具等の備蓄等に努め、必要な機能の整備を進める。

〈病床数〉

	現在	2025 年度	計画最終年度 (2026 年度)
精神病床 (うち医療觀察法病床 8 床含む)	180	180	180
合 計	180	180	180

指標	3 年度実績	8 年度目標
新入院患者数	419 人	480 人
平均在院日数	125.6 日	130 日以内

(ア) 精神科救急・急性期医療への対応

- ・ 県内全域の精神科救急医療体制の充実に資するため、県精神科救急情報センターを運営し、精神科救急医療システムの向上を図る。
- ・ 精神科病院や他の医療機関などと連携して、精神科救急医療システムの基幹病院としての役割を積極的に担う。

特に、措置入院患者など精神症状の急性増悪で興奮・暴力性が高まった重症患者の入院治療を適切に行うため、精神科救急入院病床の充実を図り、多職種による高度で良質な急性期チーム医療を提供することにより、早期の退院・社会復帰、再発防止を進める。

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科救急医療等の体制整備に、県や関係医療機関等と連携して取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
措置・緊急措置入院患者の受入れ (県内比率)	44.2%	50%
時間外・休日・深夜の新入院患者数	125 人	120 人
精神科救急情報センター対応件数	335 件	300 件
入院期間 5 年以上の在院者比率	24.5%	17% 以下

(イ) 難治性・重症患者への専門医療及び地域生活支援への対応

- 難治性患者又は重症患者に対し、専門的・効果的な治療を実施し、急性期から回復期への移行を促進する。
- 難治性患者又は重症患者の早期退院や状態に見合った社会復帰のため、多職種が連携を密にしたチーム医療により、患者の心理社会的治療を包括的に実践するとともに、退院後も地域において継続して医療や支援を提供できるよう関係機関と連携した取組を進める。

指標	3 年度実績	8 年度目標
関係機関（行政・支援機関等）との連絡調整件数	3,621 件	3,000 件

(ウ) 児童・思春期精神医療の充実

- 児童・思春期の専門外来診療体制の充実を図るために、多職種が連携した診療体制の一層の強化を図る。
- 医師、公認心理師が県内の関係機関に対し、事例検討・研修・スーパーヴィジョンの実施などの支援を引き続き展開する。
- 児童相談所等の行政機関や児童福祉施設、教育機関等と連携して、治療体制の充実を図る。

指標	3 年度実績	8 年度目標
専門外来診療初診患者数	380 人	310 人
うち児童・思春期外来診療初診患者数	170 人	120 人
関係機関（児相、知更相）支援回数	88 回	60 回

(エ) 認知症、高次脳機能障害等への医療連携の構築

- 認知症疾患医療センターにおいて、地域の保健医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症の早期診断や原因疾患の鑑別、行動・心理症状に対する急性期治療、専門医療相談を実施する。
- 地域の保健医療・介護関係者への研修を行うことにより、認知症の保健医療水準の向上を図る。
- 若年性認知症について、若年性認知症支援コーディネーターによる窓口での相談に応じるとともに、地域包括支援センター等と連携するなど、相談体制の充実を図る。
- 高次脳機能障害支援センターにおいて、県内の保健医療・福祉機関などと連携を図りながら、障害の症状評価や認定、専門医療相談を実施する。
- 高次脳機能障害について、県内の保健医療・福祉関係者への研修やボランティア等の人材養成等を実施するとともに、県内全域での相談支援体制の充実・強化を図る。
- 依存症治療拠点機関として、県内の医療機関を対象とした依存症に係る研修や情報発信を行い、県内で適切な医療サービス等が提供されるよう連携を図る。

指標	3 年度実績	8 年度目標
地域包括支援センターとの連携会議・協議会開催回数	13 回	16 回
認知症疾患医療センター相談件数	748 件	850 件
若年性認知症支援相談窓口相談件数	216 件	250 件
高次脳機能障害支援センターケース会議・支援会議開催回数	62 回	65 回
高次脳機能障害支援センターによる人材育成のための研修会・講習会(講師派遣を含む。)の開催回数	11 回	20 回
依存症治療拠点機関(薬物依存症)としての研修会・講習会(講師派遣を含む)の開催回数	一	5 回

(オ) 災害精神医療への対応

- 災害拠点精神科病院の役割を果たすため機能の充実に努めるとともに、災害時に、被災地での精神科医療の提供や、精神保健活動、被災医療機関、要支援者への専門的支援等を行う災害派遣精神医療チーム(D P A T)の充実を図る。

指標	3 年度実績	8 年度目標
D P A T の災害訓練への参加	3 回	1 回以上

(カ) 司法精神医療体制の向上

- 県内の司法精神医療体制を充実させるため、刑事精神鑑定を積極的に引き受け、良質な精神鑑定を提供し、司法機関の適切な責任能力判断に寄与する。
- 心神喪失者等医療觀察法における指定入院・通院医療機関として、同法の対象者に適切で継続的な医療を提供し、病状の改善・安定化と社会復帰の促進を図る。

(2) 地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

(ア) 県内医療機関等との連携

- 総合医療センターにおいて、高度急性期医療の提供に努めるとともに、地域医療支援病院として、病診連携・病病連携を強化するなど、医療機能の分化・連携を推進し、地域完結型の医療を目指す。
- 地域医療支援病院として、紹介患者の受入れ及び逆紹介に努めるとともに、地域連携パス(地域の医療機関との連携による急性期から在宅までの一貫した診療計画)の作成、運用に努める。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、患者支援連携センターにおいて、前方・後方支援医療機関等との連携体制の強化を図るとともに、地域医療従事者の資質向上のための研修会を実施する。
- こころの医療センターにおいて、他の医療機関など関係機関との連携体制の強化を図る。特に、急性期の身体合併症を有する精神疾患患者の受入れについては、総合医療センターとの連携体制を高め、対応力の強化に向けて取り組む。

指標	3年度実績	8年度目標
紹介率	73.2%	60%
逆紹介率	110.1%	80%
地域医療従事者の資質向上のための研修会の開催回数	12回	12回

(イ) 県内医療機関への支援

- ・ 地域の医療従事者の資質向上に向けた研修を実施するとともに、他の医療機関からの要請に対し、職員を派遣し、支援する。
- ・ 総合医療センターにおいて、高度医療機器の共同利用、施設の一部開放に取り組む。

イ 社会的な要請への協力

- ・ 大学や高等学校、専門学校などの公的機関が行う学生に対する講義や医療・福祉従事者に対する研修会への講師派遣など社会的な要請に応じて協力をを行う。

(3) 医療従事者の確保、専門性の向上

ア 医療従事者の確保

- ・ 本県の医療提供体制の更なる充実に向けて優れた医師、看護師、薬剤師をはじめとする高度専門医療人材を確保するため、目的積立金を活用した医療従事者の処遇向上を行うとともに、大学などの教育・養成機関及び県などの関係機関との連携の一層の強化を図る。

また、病院説明会の開催や養成校訪問等によるリクルート活動、ホームページ等による効果的な病院情報の発信を行うとともに、職種別人材の需給状況や医療機関の採用状況などを見極め、適時適切な採用を進める。

イ 医療従事者の専門性の向上

- ・ 教育研修計画に基づき計画的に研修を行い、医師や看護師など質の高い医療従事者の育成に努める。
- ・ 医療需要に対応した認定資格の取得や学会活動への支援、病理解剖、症例検討会など、医療技術の向上に資する取組を進め、高い専門性を有する人材の育成に努める。

(4) 医療に関する安全性の確保

ア 医療事故の防止対策

- ・ 組織で対応が必要なヒヤリハット事例を選択し、分析、評価を実施し、院内全体で周知・徹底を図り、医療事故の未然防止に努める。
- ・ 医療事故調査制度に基づき、医療安全についての標準化、統一化、規則化の推進を図る。
- ・ 医療事故公表基準を適切に運用し、情報を公表し、県民の信頼と医療安全の確保に努める。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
転倒・転落事故発生率 (レベル2以上)	0.00032%	0.00033%	0.00018%	0.00034%

イ 医薬品及び医療機器の安全管理

- 医療安全に関する情報の収集と提供、医薬品・医療用放射線・医療機器の安全管理の充実に取り組む。
- 総合医療センターにおいては、病棟薬剤師を配置して服薬指導等を行うことにより、薬物療法の有効性・安全性の向上を図る。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
服薬指導件数	16,876件	16,000件	574件	560件

ウ 院内感染の防止対策

- 院内感染対策チームを中心に、多職種による院内感染の監視、指導・教育などを充実させるとともに、新興感染症発生時の診療継続計画を策定し、院内感染の更なる防止に努める。

(5) 患者サービスの向上

ア 患者本位の医療の実践

(ア) 入院から退院までの総合的な支援体制の充実

- 患者支援連携センターにおいて、入院から退院までを総合的にサポートできる体制の充実を図る。
- 患者支援連携センターの機能を充実し、患者からの相談対応、紹介患者の受け入れ、退院に向けての在宅療養支援、転院先紹介、社会福祉相談などをシームレスに行い、地域連携強化に向けて取り組む。

(イ) インフォームドコンセントの充実

- 職員に対し「インフォームドコンセントマニュアル」の周知と徹底を図り、十分な説明と同意を基に患者本位の医療を提供する。

(ウ) クリニカルパスの活用

- 総合医療センターにおいて、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療手順をあらかじめ定めた計画表）の点検・見直しを適宜行い、質の高い効果的な医療を提供する。

指標	3年度実績	8年度目標
クリニカルパス使用件数	3,926件	4,000件

(エ) 患者及び家族への相談支援

- 複数の職種が連携し、患者及び家族からの治療、生活、心理的な事項などに

関する多様な相談に対応するとともに、相談支援体制の充実を図る。

- ・ 総合医療センターにおいて、治療内容等の選択に当たり、他の医療機関の意見を求める患者や家族に適切に対応できるよう、セカンドオピニオン外来を実施する。
- ・ がん等に罹患した患者に対し、治療と職業生活の両立に関する様々な相談に対応する。
- ・ こころの医療センターにおいて、患者及び家族を支援するために、家族を対象とした講演会、研修会を開催する。

指標	3年度実績	8年度目標
一般相談件数（総合医療センター）	8,488件	8,500件
24時間電話相談件数（こころの医療センター）	1,573件	2,000件

イ チーム医療の推進

- ・ 患者の病状に的確に対応した医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性をもって、目的と情報を共有し、互いに連携・補完し合うチーム医療を推進する。

ウ 適正な情報管理

- ・ 医療分野における情報化の進展に対応するため、情報セキュリティ基本方針に基づき、サイバー攻撃による情報漏洩等を防ぐなど情報管理体制の一層の強化を図る。
- ・ 個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例、山口県情報公開条例及び個人情報の取扱いに関する実施規程に基づき、個人情報を適正に管理するとともに、患者及びその家族への開示を適切に行う。

エ 院内サービスの向上

- ・ 患者や来院者がより快適に病院を利用できるよう、職員の接遇向上、オンライン資格確認やキャッシュレス決済などのＩＣＴ等を活用した待ち時間の改善、施設設備の計画的な補修や利便施設の充実、病院ボランティアの受入れなどに取り組むとともに、患者や家族のニーズを踏まえた面会機会の提供に取り組む。
- ・ サービス向上に当たっては、患者及び来院者ニーズを把握するため、意見箱の設置と定期的な患者満足度調査などを行うとともに、病院ボランティアの声や第三者評価機関による病院機能評価を活用する。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
患者満足度	98.4%	95%	96.3%	95%

オ 情報の発信

- ・ ホームページや病院広報誌などにより、高度専門医療や特殊医療の実績を広報するとともに、県民を対象とした公開講座の開催やメディアなどの活用により、健

健康管理に有用な情報を提供するなど、保健医療情報の発信及び普及啓発に取り組む。

指標	3 年度実績	8 年度目標
県民公開講座の開催（総合医療センター）	4回	4回

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3 年度実績	8 年度目標	3 年度実績	8 年度目標
病院広報誌の発行	4回	4回	4回	4回

（6）施設設備の整備

- 施設整備計画及び機器整備計画に基づき、災害への対応や長寿命化の視点も踏まえ、高度な診断、診療に必要な機器等を計画的に整備する。
- 総合医療センターが将来にわたって、本県の高度専門医療や感染症医療の拠点として中核的な役割を一層果たしていくよう、全面的な建替えを基本とする機能強化に取り組む。

2 医療に関する調査及び研究

（1）臨床研究の実施

- これまでに得られた知見や豊富な症例を基に、診断方法や治療方法の改善などに関する調査研究に取り組む。
- 新薬などの有効性や安全性を高めるための治験を実施する。
- 県の医療水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを積極的に行う。
- 総合医療センターにおいて、がん医療の質の向上を図るため、がん登録を推進する。

3 医療従事者等の研修

（1）臨床研修医の受入れ

- 魅力的な研修が実施できるよう、最先端の医療機器を備えるなど、その体制や環境の充実に取り組むとともに、県医師臨床研修推進センターなどの関係機関との連携を深め、臨床研修医及び専門研修医を積極的に受け入れる。
- 新専門医制度における基幹病院等として、医師のキャリア形成や地域医療に配慮した研修制度の充実に努める。

指標	3 年度実績	8 年度目標
臨床研修医数（総合医療センター）	35人	26人

（2）実習生の受入れ

- 将来の医療を担う医学生や看護学部・薬学部などのコメディカル実習生の受け入れは、教育・養成機関等と連携して指導内容の充実を図るなど、質の高い地域医療従事者の育成を支援する。

(3) 地域医療従事者の育成

- ・ 地域の医療従事者の資質の向上を図るため、地域の医療従事者が参加する研修会などを計画的に実施する。
- ・ 総合医療センターにおいて、救急救命士など地域医療従事者の実習を引き受ける。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 内部統制の推進

- ・ 内部統制の推進を図るため、基本方針に掲げた内部統制の取組を効率的・効果的に実施する。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
定期内部監査の実施	1回	1回	1回	1回

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 経営管理体制の強化

- ・ 経営分析システムなどを活用した各種情報の一元管理を行い、経営課題を抽出し、戦略的な業務運営を行う。
- ・ 事務部門等のIT化を推進し、事務の効率化を図る。
- ・ 外部研修の受講などによる職員の医療マネジメント能力等の向上を図る。

(2) 組織、人員配置の的確な運用

- ・ 医療需要や業務環境の変化に対応し、組織の見直しや人員配置を的確に行う。

(3) 適切な予算執行

- ・ 中期目標期間の枠内での柔軟な予算運用、多様な契約手法を活用した効率的・効果的な予算執行を行う。
- ・ 総合医療センターにおいては、診療科別や診療区分別稼働額の適切な把握に努め、経営改善の成果の検証を行う。

(4) 2病院の連携

- ・ 医療職の兼務及び相互派遣並びに合同研修を実施するなど、両病院間の連携・協力体制の充実を図る。
- ・ 医薬品等の共同購入、在庫の一元管理、共通する医薬品等の相互使用を行うなど、両病院の連携により、効率的な業務運営に努める。

3 収入の確保、費用の節減・適正化

(1) 収入の確保

- ・ 患者支援連携センターにおいて、病診連携・病病連携の拡大を進め、新入院患者の増加を図るとともに、効率的かつ、きめ細やかなベッドコントロールによる病床稼働率の維持・向上を図る。
- ・ DPCデータ等を活用して医療の質及び効率性の向上を図るとともに、診療報酬請求事務の強化などに取り組み、収入の確保を図る。
- ・ 未収金の発生を未然に防止するとともに、発生した未収金の早期回収に取り組む。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
病床稼働率	82.5%	90%	84.2%	91%

指標	3年度実績	8年度目標
精神科救急急性期医療入院料対象者の 1日平均患者数 (こころの医療センター)	41.9人	46人

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
新入院患者数	(9,902人)	(12,000人)	(419人)	(480人)

(2) 費用の節減

- 費用対効果の視点に基づくコスト意識を徹底し、適正な予算執行を行う。
- 委託等業務内容の精査を行うとともに、多様な契約手法の活用や競争原理の徹底を図る。
- 物流管理システム（ＳＰＤ）による診療材料等の適正管理や、後発医薬品の採用促進等により、診療材料費及び医薬品費の支出抑制を図る。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
材料費対医業収益比率	31.1%	29%以下	6.1%	6%以下
後発医薬品採用率(品目)	17.6%	18%	27.6%	20%

指標	3年度実績	8年度目標
後発医薬品使用率（総合医療センター）	85.6%	90%

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- ・ 経営上の課題に適宜対応しながら、「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、経常収支の改善を図り、中期目標期間内を黒字とする。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	3年度実績	8年度目標	3年度実績	8年度目標
経常収支比率	105.2%	100%	97.4%	100%
修正医業収支比率	88.3%	89.1%	74.5%	71.9%
流動性比率	181.5%	150%	179.8%	150%

1 予算（令和5年度～令和8年度）

(単位 百万円)

区分	金額
収入	86,555
営業収益	81,363
医業収益	72,198
運営費負担金収益	7,395
その他営業収益	1,770
営業外収益	480
運営費負担金収益	56
その他営業外収益	424
臨時利益	0
資本収入	4,713
長期借入金	4,713
その他資本収入	0
支出	84,771
営業費用	75,330
医業費用	71,520
給与費	39,399
材料費	20,688
経費	11,128
その他医業費用	304
一般管理費	1,748
その他営業費用	963
控除対象外消費税等	1,099
営業外費用	132
臨時損失	0
資本支出	9,309
建設改良費	4,796
償還金	4,474
その他資本支出	40

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定や給与改定等の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額 40,889 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療などの行政的経費及び高度医療などの不採算経費については、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項の規定を基に算定された額とする。

建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成とする。

2 収支計画（令和 5 年度～令和 8 年度）

(単位 百万円)

区分	金額
収入の部	
営業収益	82,367
医業収益	81,920
運営費負担金収益	72,082
その他営業収益	7,395
営業外収益	2,444
運営費負担金収益	447
その他営業外収益	56
臨時利益	392
0	
支出の部	81,547
営業費用	81,284
医業費用	75,095
給与費	40,029
材料費	19,520
経費	10,170
減価償却費	5,099
その他医業費用	277
一般管理費	1,685
その他営業費用	963
控除対象外消費税等	3,541
営業外費用	131
臨時損失	132
純利益	820

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 期間中の診療報酬の改定や給与改定等の変動は考慮していない。

3 資金計画（令和5年度～令和8年度）

(単位 百万円)

区分	金額
資金収入	86,555
業務活動による収入	81,842
診療活動による収入	72,198
運営費負担金による収入	7,450
その他の業務活動による収入	2,194
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	4,713
長期借入れによる収入	4,713
その他の財務活動による収入	0
資金支出	86,555
業務活動による支出	75,462
給与費支出	39,399
材料費支出	20,688
その他の業務活動による支出	15,374
投資活動による支出	4,836
有形固定資産の取得による支出	4,796
その他の投資活動による支出	40
財務活動による支出	4,474
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,069
長期借入金の返済による支出	3,404
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,784

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定や給与改定等の変動は考慮していない。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

1,700 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処

分に関する計画

なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、病院建替えに向けた機能強化に必要な人材確保及び人材育成等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、別表に定める額を徴収する。

2 還付

既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 減免

理事長は、特別の理由があると認める者に対しては、使用料又は手数料を減免することができる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 人材の確保と育成に関する計画

- ・ 高度専門医療など県立病院が担うべき医療を継続的に提供するため、全ての職種において、優れた職員の確保を進め、その育成を図り、医療需要の質の変化や患者動向等に対応した適切な人員配置を行うとともに給与制度の適正な運用に努める。
- ・ 人事評価制度については、より医療現場の実態に適合するように見直しを行い、職員の勤務成績や病院への貢献度等を適正に評価し、職員の意欲の向上や計画的な人材育成を図り、医療の質や病院業績の向上を図る。

2 働きやすい職場づくりに関する計画

- ・ 働きやすい環境づくりを進めるため、引き続き、定期的な職員満足度調査などの必要な調査を実施し、現状把握を行った上で、計画的に就労環境の整備を行う。
- ・ 育児休業制度の適切な運用と合わせて、院内保育所の更なる充実を図るなど、育児中の職員の働きやすい職場づくりに努める。
- ・ 医師等の医療従事者の働き方改革を実現するため、業務負担の軽減や適切な労務管理を行うためのＩＣＴの活用やタスクシフト・タスクシェアなどを推進する。

3 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、病院建替えに向けた機能強化に必要な人材確保及び人材育成等に充てる。

4 総合医療センターの機能強化

総合医療センターが将来にわたって、本県の高度専門医療や感染症医療の拠点として中核的な役割を一層果たしていくよう、全面的な建替えを基本とする機能強化に取り組む。

別表

区分		金額
診療料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額
	労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額
	自費患者	診療報酬の算定方法により算出した点数に、12 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車による交通事故に係る場合にあっては、20 円）を乗じて得た額
備考		
<p>1 初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る診療料の料金は、7,000 円（歯科にあっては、5,000 円）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>2 再診（他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合又は緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る診療料の料金は、3,000 円（歯科にあっては 1,900 円）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>3 選定療養であって厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。）に係る診療料の料金は、厚生労働大臣が定める点数の 100 分の 15 に相当する数に 10 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p>		
食事療養料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法第 85 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養の費用額算定表」という。）により算定した額
	労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額
	自費患者	食事療養の費用額算定表により算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額
特別病室使用料	特別個室	1 日につき 16,500 円の範囲内で理事長が定める額
	普通個室	1 日につき 6,050 円の範囲内で理事長が定める額

分べん料	医師の管理の下において行う分べん	帝王切開によるもの その他のもの	1児につき 134,000 円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき 75,000 円) 1児につき 154,000 円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき 85,000 円)
	助産師の管理の下において行う分べん		1児につき 105,000 円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき 60,500 円)
	備考		
<p>1 診療時間以外の時間に診療(分べんの介助を含む。以下この項において同じ。)を行った場合(帝王切開を行った場合を除く。)の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から 16,000 円を減じた額に 100 分の 20(午後 10 時から午前 6 時までの間に診療を行ったときは、100 分の 40)を乗じて得た額を当該分べん料の金額に加算した金額とする。</p> <p>2 在胎期間が 22 週間に満たない場合の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から 16,000 円を減じた金額とする。</p>			
妊産婦健康診査料	医師が行う健康診査	1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に、12 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額	
	助産師が行う健康診査	1回につき 3,200 円	
新生児管理料		1児 1 日につき 3,810 円	
新生児聴覚検査料		1回につき 4,900 円	
検査料	総合精密検査	1人につき 120,000 円の範囲内で理事長が定める額	
	その他の検査	診療報酬の算定方法により算出した点数に、10 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額	
健康診断料		診療報酬の算定方法により算出した点数に、10 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額	
予防接種料		1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に、12 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額と使用した薬剤の実費の額とを合算した額	
文書料		1通につき 6,000 円の範囲内で理事長が定める額	
駐車場使用料	山口県立総合医療センター	1回につき 100 円(8 時間を超える駐車の場合にあっては、100 円に 8 時間を超える 1 時間ごとに 100 円を加算した額)	
	備考	<p>1 駐車時間が 30 分以内の場合においては、使用料を徴収しないものとする。</p> <p>2 8 時間を超えて駐車した時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数の時間は、1 時間として計算する。</p>	
その他契約等によるもの		別に理事長が定める額	
備考			
<p>1 食事療養料及び特別病室使用料は、診療料に加算して徴収する。</p> <p>2 検査料のうち総合精密検査に係るものには、診療料及び食事療養料を含み、その入院期間は、3 日以内とする。</p>			